

第6回 奈良県広域水道企業団設立準備協議会 資料

- | | |
|-------------------------------|---------|
| 1 副企業長について | P 1 |
| 2 企業長、副企業長、監査委員(非常勤)等の給与等について | P 2 |
| 3 今後の検討体制について | P 3 |
| 4 企業団設立時に制定・施行すべき条例等について | P 4 ~ 7 |
| 【参考】今後のスケジュール | P 8 |

令和6年11月

1 副企業長について

(1) 企業団設立から2年間の副企業長(6人)の人選

企業団規約第10条第1項 基本計画の4の(1)に基づき人選

① 給水人口上位2位までの市の長		檀原市長・生駒市長
② ①以外の市の長のうち2人	【運用】市長会の推薦者 (建制順)	大和高田市長・大和郡山市長
③ 町村の長のうち2人	【運用】町村会の推薦者 (2ブロック(北・中南)毎に 郡→郡内町村で建制順)	平群町長・川西町長

⇒ 企業長が任命

(2) 企業長の職務を代理する副企業長の順序(案)

企業団規約第10条第2項に基づき制定

【案】 給水人口^(※)が多い市町村の長の職にある者の順

(※)水道法第7条第4項に規定する給水人口

【上記案に基づく順序】

第1順位	檀原市長
第2順位	生駒市長
第3順位	大和郡山市長
第4順位	大和高田市長
第5順位	平群町長
第6順位	川西町長

※企業長、副企業長のすべてに事故、又は欠けたときは、
事務局長が企業長の職務を代理

2 企業長、副企業長、監査委員(非常勤)等の給与等について

※別途、旅行がある場合は、旅費(特別職等の場合は費用弁償)を支給(県と同様、企業長等は国指定職俸給表適用者、特別職等は国行政職俸給表7級適用者の旅費相当)

	企業長	副企業長	監査委員(非常勤)	附属機関の委員等
職務概要	企業団の長(管理者) ・重要事項の決裁等 ・正副企業長会議(年数回)会長務 ・運営協議会(年数回)会長務 ・議会(年2回)招集・答弁 等	企業長の補佐 ・正副企業長会議(年数回)出席 ・運営協議会(年数回)出席 ・議会(年2回)出席 ・その他随時(重要事項等協議)	財務、事務執行等の監査 ・例月現金出納検査(毎月) ・決算審査(年1回) ・行政監査(年1回) 等	以下の附属機関等での調査審議 ・情報公開・個人情報保護審査会 ・行政不服審査会・入札監視委員会 ・公務災害補償等委員会 ・水道事業等審議会・公平委員会
本職	知事	6人(構成市町村長)	2人(公認会計士、行政経験者)	有識者等
給与/報酬(案)	不支給	不支給	日額 10,900円	日額 10,900円
考え方	・統合前からの所掌職務を含む職務のため、不支給 ・県内一部事務組合との均衡を考慮	・統合前からの所掌職務を含む職務のため、不支給 ・県内一部事務組合との均衡を考慮	・人材確保の観点から県内一部事務組合との均衡を考慮の上、県の附属機関委員(日10,900円)と同額を支給	・人材確保の観点から県の附属機関委員(日10,900円)と同額を支給

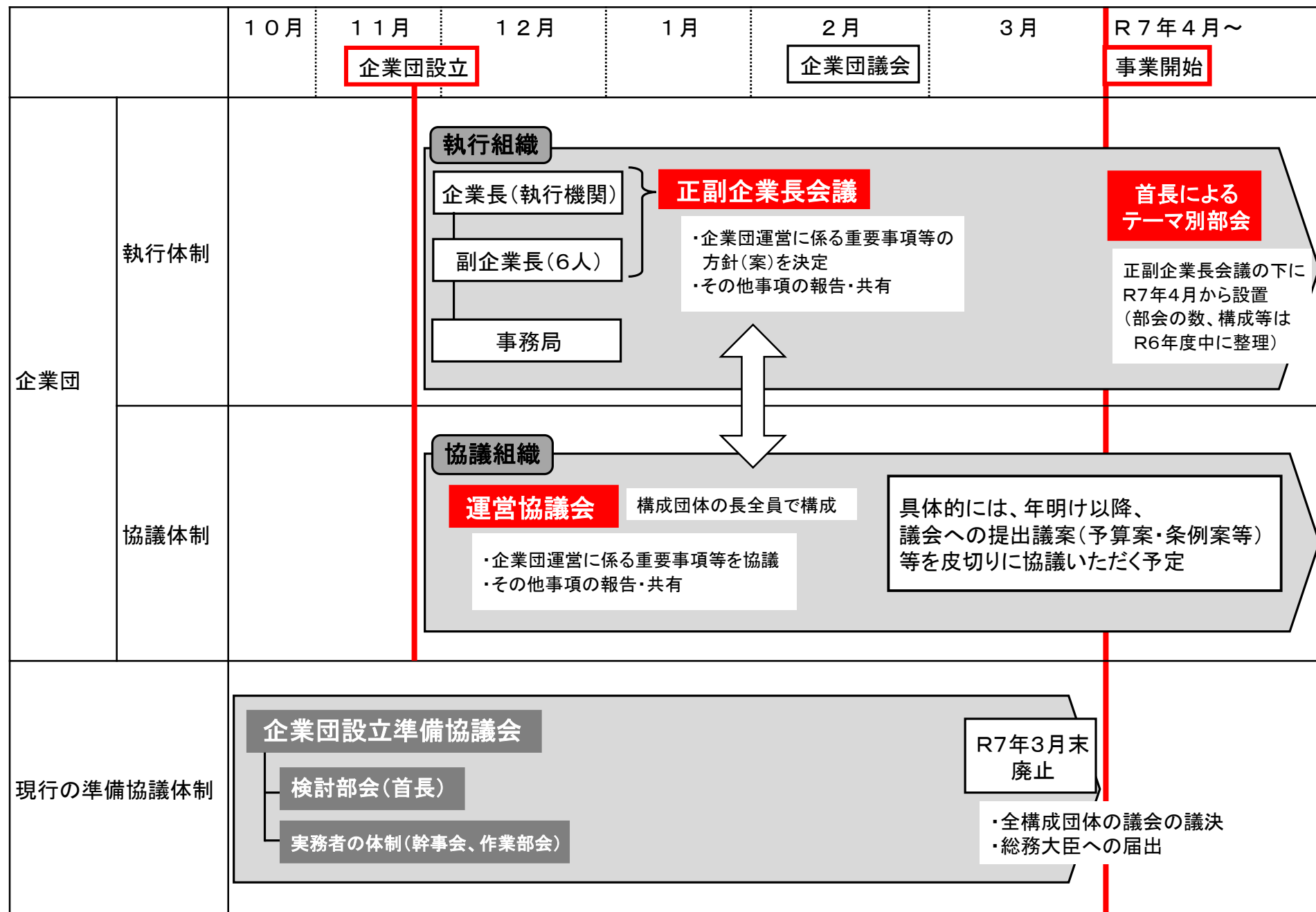
【参考】県内の一部事務組合(県域)

奈良県広域消防組合	(管理者) 橿原市長 不支給	6人(構成市町村長) 不支給	2人(識見者、議員) 年額 100,000円 ※実働(年16日)→6.25千円/日	有識者等 日額 10,000円
奈良県後期高齢者医療広域連合	(連合長) 大和郡山市長 不支給	6人(構成市町村長) 不支給	2人(識見者、議員) 識見者 日額 10,000円 議員 日額 7,000円 ※実働(年5日)→実支給 年50千~35千円	有識者等 日額 8,000円
南和広域医療企業団	元県部局長 (常勤) 月額 439,800円	2人(県次長、院長) (常勤) 上限 月額 640,000円	2人(公認会計士、議員) 日額 10,000円 ※実働(年5日)→実支給 年50千円	有識者等 日額 10,900円

【参考】他府県の広域水道企業団の例(県が構成団体となっている)

香川県広域水道企業団	知事 年額 50,000円	3人(構成市町長2、元副知事1) 構成市町長(非常勤) 年額 30,000円 元副知事(常勤) 月額 650,000円	2人(公認会計士、行政経験者) 月額 100,000円	有識者等 日額 9,000円
広島県水道広域連合企業団	知事 年額 60,000円	1人(元県部局長) (常勤) 月額 670,000円	2人(公認会計士、行政経験者) 年額 1,200,000円	有識者等 日額 39,200円以内

3 今後の検討体制について



4 企業団設立時に制定・施行すべき条例等について

○企業団設立に伴って制定・施行すべき例規(条例、規則、管理規程)は約100本に及ぶ。

○これらについて、以下の手続きを進める。

内 容	本数	制定・公布時期	制定手続き
A 事業開始前であっても組織運営上直ちに必要	17本	企業団設立(11月下旬)後 (公布日施行)	【条例】企業長専決 ※議会へ報告・承認 【規則等】企業長決裁
B 上記以外 (企業団議会や事業の運営上必要な例規)	約80本	企業団議会議決後 (公布日又はR7年4月1日施行)	【条例】議会へ議案提案 【規則等】企業長決裁

1 企業長、副企業長

P5

① 企業長の職務代理 規則(案)

② 企業長等の給与・旅費、特別職等の報酬・費用弁償 条例(案)

2 R7年3月までの事務局体制

③ 事務局設置 条例(案)

P6

④ 職員定数 条例(案)

⑤ 職設置 規則(案)

3 運営協議会

P7

⑥ 運営協議会運営 規則(案)

4 情報公開・個人情報保護

・ 情報公開 条例・規則

・ 個人情報保護 条例・規則

・ 情報公開・個人情報保護審査会 規則

5 条例等の公布の方法等

・ 条例公布手続等の条例、公報発行規則

6 その他事務関係

・ 公印規程、公文作成規程、文書管理規程、事務決裁規程

県の規定に倣いつつ、
一部事務組合・公営企業としての
独自部分は先進団体(香川・
広島)を参考にして作成

① 奈良県広域水道企業団企業長の職務代理に関する規則（案）

（企業長の職務を代理する副企業長の順序）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第152条第1項の規定及び奈良県広域水道企業団規約（令和 年 第 号）第10条第2項の規定により企業長の職務を代理する副企業長の順序は、次のとおりとする。

- 第1順位 橿原市長の職にある者
- 第2順位 生駒市長の職にある者
- 第3順位 大和郡山市長の職にある者
- 第4順位 大和高田市長の職にある者
- 第5順位 平群町長の職にある者
- 第6順位 川西町長の職にある者

給水人口順

今回任期（設立後2年間）の順序

（企業長の職務代理をする上席の職員）

第2条 法第152条第3項の規定により企業長の職務を代理する上席の職員は、事務局長とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

② 奈良県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費並びに特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、企業長及び副企業長（以下「企業長等」という。）の給与及び旅費並びに特別職の職員の報酬及び費用弁償の支給について必要な事項を定めるものとする。

（企業長等の給与等）

第2条 企業長等には、給与を支給しない。

2 企業長等が公務のため旅行した場合に支給する旅費の額は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。別表において「給与法」という。）第6条に規定する指定職俸給表の適用を受ける者の旅費相当額とする。ただし、県職員及び県費支弁職員等の旅費に関する条例（昭和25年7月奈良県条例第25号。別表において「県職員旅費条例」という。）に定めのある旅費（宿泊料、食卓料及び着後手当（宿泊料定額に係る部分に限る。）を除く。）については、奈良県職員の例による。

（特別職の職員の報酬等）

第3条 次に掲げる者（以下「特別職の職員」という。）がその職務に従事したときは、報酬及び費用弁償を支給する。

(1) 監査委員

(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第138条の4第3項の規定により設置された附属機関を構成する委員その他の構成員（別表において「附属機関の委員等」という。）

2 特別職の職員に支給する報酬及び費用弁償の額は、別表に定めるところによる。（支給方法）

第4条 企業長等の旅費並びに特別職の職員の報酬及び費用弁償の支給方法は、企業長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	報酬の額	費用弁償の額
監査委員	日額10,900円	給与法第6条に規定する指定職俸給表の適用を受ける者の旅費相当額とする。ただし、県職員旅費条例に定めのある旅費（宿泊料、食卓料及び着後手当（宿泊料定額に係る部分に限る。）を除く。）については、県職員の例による。
非常勤		
附属機関の委員等	日額10,900円	給与法第6条に規定する行政職俸給表（一）による七級の職務にある者の旅費相当額とする。ただし、県旅費条例に定めのある旅費については、県職員の例による。
非常勤		
設立後さしあたり 情報公開・個人情報保護審査会委員		

R7年3月まで（準備期間）の事務執行体制
県水道局本局をベースに「事務局」を設置 ※今後改正予定

③ 奈良県広域水道企業団事務局設置条例（案）

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、奈良県広域水道企業団の長の権限に属する事務を分掌させるため、事務局を置く。

（委任）

第2条 この条例に定めるもののほか、事務局の設置に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

④ 奈良県広域水道企業団職員定数条例（案）

R7年3月までの定数 ※今後改正予定

（趣旨）

第1条 この条例は、企業長の事務部局に常時勤務する一般職の職員（臨時の職にある者を除く。以下「職員」という。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。

（職員の定数）

第2条 職員の定数は、42人とする。

現県水道局定数 32人
+現市町村派遣数 8人
+前倒し増員数 2人 計42人

2 前項の定数には、次に掲げる職員を含まないものとする。

(1) 休職を命ぜられている職員

(2) 育児休業をしている職員

(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしている職員

(4) 地方公務員法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をしている職員

3 前項各号に掲げる職員が職務に復帰した場合において、職員の数第1項に規定する職員の定数を超えることとなるときは、当該復帰の日から1年を超えない期間に限り、当該職務に復帰した職員を当該定数の外に置くことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

⑤ 奈良県広域水道企業団の職の設置に関する規則（案）

R7年3月まで（準備期間）の職 ※今後改正予定

奈良県広域水道企業団の事務局に、次に掲げる職を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局次長
- (3) 参事
- (4) 主幹
- (5) 主任調整員
- (6) 主任
- (7) 主査
- (8) 主任主事
- (9) 主事

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

※県水道局職員を、以下の対応で企業団の職発令（準備期間中）

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 事務局長 | ← 局長 |
| (2) 事務局次長 | ← 局次長 |
| (3) 参事 | ← 課長、室長、参事 |
| (4) 主幹 | ← 主幹 |
| (5) 主任調整員 | ← 課長補佐、室長補佐、主任調整員 |
| (6) 主任 | ← 副主幹、係長、調整員 |
| (7) 主査 | ← 主査 |
| (8) 主任主事 | ← 主任主事 |
| (9) 主事 | ← 主事 |

⑥ 奈良県広域水道企業団運営協議会運営規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、奈良県広域水道企業団規約（令和 年 号）第13条に規定する運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

R7年1月から運営協議会の運営を開始

（協議事項等）

第2条 協議会は、奈良県広域水道企業団の事務に関し次に掲げる事項を協議する。

- (1) 規約の改廃に関する事項
- (2) 条例の制定又は改廃に関する事項（規定の整理等軽微な事項を除く。）
- (3) 水道料金等の改定に関する事項
- (4) 予算に関する事項
- (5) 重要な計画の策定又は改廃に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、企業長が必要と認める事項

所掌事務（協議事項）は基本計画に記載の事項

2 前項の規定による協議のほか、協議会において、企業長が必要と認める事項の情報共有を行う。

（会長及び副会長）

第3条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は奈良県知事をもって充て、副会長は副企業長の職にある市町村の長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の総数の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

（持回りによる協議等）

第5条 特別の事情により協議会の招集が困難であると会長が認める場合は、持回りの方法により協議又は情報共有を行うことができるものとする。

（庶務）

第6条 協議会の庶務は、事務局において処理する。

（雑則）

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

奈良県広域水道企業団規約

（運営協議会）

第13条 企業団の事務に関する重要な事項を協議するため、運営協議会を置く。
2 前項の運営協議会の委員は、構成団体の長をもって充てる。

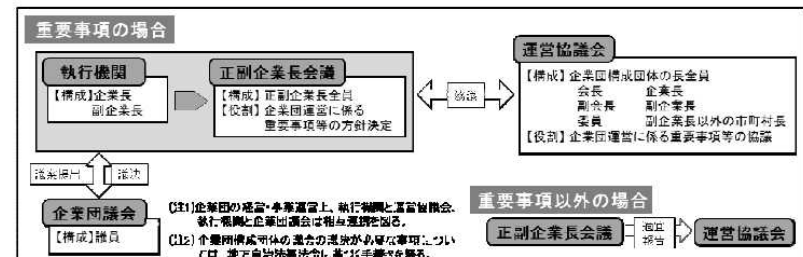
奈良県広域水道企業団基本計画

4 組織・職員 (1) 組織 中

○運営協議会

- ・企業団の経営上の重要事項等を全企業団構成団体の長で協議する場として、運営協議会を置く。
- ・運営協議会で協議する事項は、基本計画改定案、事業計画案（改定する場合を含む。）、予算案、水道料金改定案、企業団規約改廃案、企業団の条例に関する事項（規定整備等軽微な事項を除く。）、その他企業団運営に関し特に企業団構成団体間の調整が必要と企業長が認める事項とする。

【意思決定に係る組織・プロセス イメージ】



※その他の企業団設立時に制定・施行すべき条例等

別添

【参考】今後のスケジュール

時 期(予定)			主 な 事 項
R6年度	11月	1日	○総務省より企業団設立許可
		下旬	○ <u>第6回協議会（持ち回り開催）</u>
	12月	1日	○【全構成団体】 <u>企業団設立式典 開催</u>
			○【全構成団体】 <u>12月議会へ関係議案を提案</u> ・<u>企業団議会議員の選出</u> ・各団体の<u>上水道事業・用水供給事業のR7.3.31廃止のための関連議案(※)</u> ・<u>企業団設立準備協議会のR7.3.31廃止のための議案(※)</u> ・その他必要と考えられる議案 ※又は3月議会での提案
	1月		○【企業団】国交省へ <u>国交付金要望</u>
	2月	20日	○【企業団】 <u>企業団議会 開催</u> ・関係条例制定議案、予算案 等
R7年度	4月	1日	○【全構成団体】3月議会
			○【全構成団体】国交省又は県へ <u>事業廃止許可申請 → 許可</u> ○【企業団】国交省へ <u>事業認可申請 → 認可</u>
			○ <u>事業統合</u>